

2021年12月10日

国立市議会議長 青木 健 様

提出者	重松 朋宏
〃	稗田 美菜子
〃	高原 幸雄
〃	藤江 竜三
〃	上村 和子

議案の提出について

議員提出第17号議案

再審法(刑事訴訟法の再審規定)の改正を求める意見書(案)

上記の議案を次のとおり、地方自治法第99条及び会議規則第13条の規定により提出します。

再審法(刑事訴訟法の再審規定)の改正を求める意見書(案)

冤罪は、国家による最大の人権侵害であり、速やかに救済されなければなりません。再審(裁判のやり直し)は、冤罪に泣く人を救済するための制度です。しかし、現行の刑事訴訟法には再審手続に関する条文は19か条しかなく、戦後の改正で「不利益再審の禁止」がなされただけで、大正時代の規定がほぼそのままとなっており、冤罪被害者の一刻も早い救済のためには、再審法の見直しが必要です。

これまで再審無罪となった冤罪事件のほとんど全てにおいて、検察や警察が無罪方向の証拠を公判に提出せず、隠し続けていたことが明らかになっています。こうした証拠隠しこそ、誤判の最大要因の1つです。被告人に有利な証拠も不利な証拠も明らかにならないければ、事実を正確に認定することはできません。新証拠が求められる再審事件こそ、捜査機関手持ちの全ての証拠の開示が必要です。

再審開始決定に対する検察の不服申立てが何の制約もなく認められるのは、再審制度自体の存在意義を失わせるものです。検察が申立てを繰り返すことにより実質裁判が始まらず、冤罪を晴らすのに長い年月が費やされ救済を遅らせる原因となっています。有罪・無罪は、再審請求審ではなく、その後の再審公判で判断されます。仮に検察に再審開始決定に対する不服があったとしても、この再審公判で主張できます。したがって、再審開始決定自体について検察に不服申立てを認める必要はなく、制限が必要です。

現行法では、手続規定が貧弱で、再審請求人の権利がほとんど保障されていない現状です。裁判所は、再審請求審で弁護人との進行協議に応じないまま事件を放置したり、審理が公開されることもなく証拠調べも行わずにいきなり再審請求を棄却する実態があります。

よって、国立市議会は、国会・政府に対して以下の事項を求めます。

記

1. 再審請求人の求めに応じて、検察・警察が有する全ての証拠を開示すること
2. 再審開始決定に対する検察による不服申立て(上訴)がいたずらに行われることのないように制限を加えること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものである。

2021年12月 日

東京都国立市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣